

令和 8 年度定期賦課分京都府自動車税（種別割）納税通知書の郵送用
封筒への広告要領

令和 7 年 8 月 22 日施行

（趣旨）

第 1 条 この要領は、京都府広告取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、令和 8 年度定期賦課分京都府自動車税（種別割）納税通知書の郵送用封筒に掲載する広告（以下「封筒広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告内容等の制限）

第 2 条 封筒広告は、要綱第 4 条及び京都府広告取扱基準第 3 に定めるもののほか、次に掲げる広告は掲載しないものとする。

- （1） 自動車税（種別割）納税通知書の郵送用封筒の広告として適当でないと府が認める者の広告
- （2） 府税を滞納している者の広告
- （3） 飲酒運転を助長するおそれのある広告
- （4） 金銭の貸付に関する広告
- （5） 病院、診療所及び助産所にあつては、医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）第 6 条の 5 又は第 6 条の 7 の規定により広告できる事項以外の広告
- （6） 施術所にあつては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年 12 月 20 日法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年 4 月 14 日法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外の広告

（広告の禁止表現）

第 3 条 広告の禁止表現は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 不快感を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- （2） 府に関する情報と錯誤するもの又はそのおそれのあるもの
- （3） その他広告の表現として適当でないと府が認めるもの

（広告掲載料等）

第 4 条 広告掲載料は、府が別に定める。

2 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告掲載料を原則として府が指定する日までに、府が発行する納入通知書により納入しなければならない。

（広告の規格、数量及び掲載時期）

第 5 条 広告の規格、数量及び掲載時期は、府が別に定める。

（広告の申込み）

第 6 条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、府が別に定める日までに、令和 8 年度定期賦課分京都府自動車税（種別割）納税通知書の郵送用封筒への広告掲載申込書（別記第 1 号様式）を府に提出するものとする。

（広告原稿の提出等）

第 7 条 広告主は、府が別に定める日までに、府に広告の原稿を提出しなければならない。

2 封筒広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。

- (1) 広告主の名称及び連絡先
- (2) 上部に太ゴシック体 14 ポイントサイズの文字で「**広告**」の表示

(広告内容等の変更及び修正)

第 8 条 広告主は、前条の規定により提出した広告の原稿を原則として変更及び修正することはできないものとする。ただし、府がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

2 広告主は、前項のただし書により広告を変更及び修正するときは、府にあらかじめ協議するものとする。

(広告主の選出)

第 9 条 府は、広告掲載希望者から第 6 条の規定による申込みがあったときは、先着順に広告主として選出する。ただし、当該広告掲載希望者及び広告内容が適当と認められないものは、広告主としての選出を取り消すものとする。

2 前項の規定による広告主の選出及び決定は、総務部税務課において行う。

(広告主への通知)

第 10 条 府は、広告主を決定したときは、その旨を令和 8 年度定期賦課分京都府自動車税（種別割）納税通知書の郵送用封筒への広告掲載（不掲載）通知書（別記第 2 号様式）により広告主に通知する。

(契約の締結)

第 11 条 府は、第 9 条の規定により広告主を選出したときは、前条の規定による通知後、速やかに当該契約を締結するものとする。

(広告主の責務)

第 12 条 広告主は、広告及び掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、権利の侵害をはじめ第三者に不利益を与える行為その他の不当な行為をしてはならない。

2 広告主は、掲載された広告に起因して府又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。

3 広告主の責に帰すべき事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴う費用は広告主が負う。

(協議)

第 13 条 この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、府と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、封筒広告の取扱いに関して必要な事項は、府が別に定める。

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

令和 8 年度定期賦課分京都府自動車税（種別割）納税通知書の
郵送用封筒への広告掲載申込書

令和 8 年度定期賦課分京都府自動車税（種別割）納税通知書の郵送用封筒への広告
要領第 6 条の規定に基づき、広告掲載を下記のとおり申し込みます。

なお、この申込書及びその添付書類については、事実と相違ないこと、法令等を遵
守していること、京都府広告取扱要綱及び同基準並びに令和 8 年度定期賦課分京都府
自動車税（種別割）納税通知書の郵送用封筒への広告要領を遵守すること、消費税及
び地方消費税の未納がないこと、及び京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第
23 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等に該当しない旨を誓約します。

令和 7 年 月 日

京都府知事 様

郵 便 番 号
住所又は所在地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

㊞

上記代理人

郵 便 番 号
住所又は所在地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

㊞

記

1 広告の内容	
2 広告の希望枠数	枠
3 広告の掲載場所 （ 1 枠の場合のみ記載）	(1)向かって左側 (2)向かって右側 (3)どちらでもよい
4 添付書類	・ 広告原稿 ・ 会社概要 ・ 府税の滞納の有無についての確認に係る同意書（様式 1）
5 担当部署 担当者氏名 （連絡先電話番号）	

※ 1 代理人が申し込まれる場合は、委任状（様式 2）を添付してください。

※ 2 広告原稿には、広告主の名称及び連絡先、上部に太ゴシック体 14 ポイントサイズの
文字で「**広告**」と表示してください。

※ 3 広告の内容によっては、定款及び役員名簿を提出していただくことがあります。

※ 4 広告の掲載場所は、希望に添えない場合があります。

(様式1)

府税滞納の有無について	
照 会 欄	令和7年 月 日 京都府総務部税務課 御中 総務部税務課 (担当 : 内線 : 4 4 2 7) 同意書記載者について、府税滞納の有無を照会しますので、 月 日 までに回答願います。
回 答 欄	年 月 日 御中 部 課 (担当 : 内線 :) 同意書記載者について、府税滞納の有無を回答します。 滞納 有 ・ 無 (滞納がある場合の所管府税公所 :)
同 意 書	上記により、私(当社)の府税滞納の有無を確認することについて同意し ます。 令和7年 月 日 住所(法人の場合は本店所在地) 氏名(法人の場合は名称及び代表者氏名) 担当者 連絡先

※広告掲載希望者は、同意書欄のみ記載してください。

(様式2)

委任状

私は下記の者を代理人と定め、令和8年度定期賦課分京都府自動車税（種別割）納税通知書の郵送用封筒への広告に関する次の権限を委任します。

1 受任者（代理人）

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

代理人印鑑

2 委任事項

- （1） 令和8年度定期賦課分京都府自動車税（種別割）納税通知書の郵送用封筒への広告掲載申込み、広告原稿入稿等の業務
- （2） 契約の締結、その変更及び解除に関する権限
- （3） 代金の支払いに関する権限
- （4） その他広告掲載に関する一切の権限

令和7年 月 日

京都府知事 様

委任者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

7 税 第 号
令和 7 年 月 日

申 込 者 様

京都府総務部税務課長

令和 8 年度定期賦課分京都府自動車税（種別割）納税通知書の郵送用
封筒への広告掲載（不掲載）通知書

令和 7 年 月 日付けで申込みのあった令和 8 年度定期賦課分京都府自動車税（種別割）納税通知書の郵送用封筒への広告掲載については、京都府広告取扱要綱及び同基準並びに令和 8 年度定期賦課分京都府自動車税（種別割）納税通知書の郵送用封筒への広告要領の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、広告の完全原稿（データ）の最終入稿期限は、令和 年 月 日（ ）時までとします。

記

1 広告掲載希望者	
2 決定事項	掲載（不掲載）

条件

< 特記事項 >

必要に応じて条件を付けることも可とする。その場合、波線部分を「下記のとおり条件を付けて」とし、表の下に「条件」を記載する。